

ひみこちゃん通信



「ひみこちゃん通信」では、観光まちづくり課の取り組みや市内の観光・イベントの情報をお伝えします！



第8回

大和さくらいブランド認定品を募集します！

桜井市の資源特性を生かし、「桜井らしさ」の個性と魅力をもった産品を「大和さくらいブランド」として認定します。「大和さくらいブランド」にふるってご応募ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

農産品・林産品などの一次産品

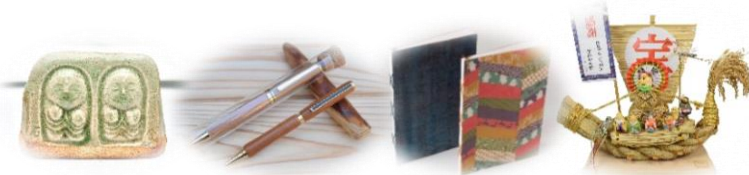
麺類・調味料・菓子類・飲料などの加工品



※「三輪素麺」については既に大和さくらいブランドに認定されており、新たな申請の受付はしません。

焼物・木材木工品・文具や和紙などの工芸品

市内を観光する旅行サービス商品



募集期間

認定までの流れ

令和4年 令和4年
9月1日(木)~10月31日(月)

募集
令和4年
9月1日(木)~10月31日(月)

桜井市地域ブランド
認定推進委員会による
審査

発表
令和5年1月頃

結果発表

10月31日(月)必着

※委員会にて認定基準に基づき
審査し市長が認定品を決定

令和5年1月頃結果発表

大和さくらいブランドとは？

桜井市にある「桜井らしさ」の個性と魅力を持ったさまざまな素晴らしい産品(資源)の中から桜井市地域ブランド認定推進委員会が審査し、市長が認めたものを「大和さくらいブランド」として認定します。

大和さくらいブランドに認定されると？

- ① 認定品等への「大和さくらいブランド認定マーク」が表示できます。
- ② 市が行う観光プロモーション時の物販に取り上げます。
- ③ 市のホームページ・パンフレット等に重点的に掲載します。
- ④ マスコミ等への積極的な情報提供を行います。
- ⑤ 販路拡大の支援を行います。



応募できるのは？

- 桜井市民
- 桜井市内に住所を有する事業所

応募にふさわしいものは？

こんな産品を大いに歓迎します。

- 独自性や優位性のあるもの
- 物語(ストーリー)性や伝統性のあるもの
- 品質の良いもの
- 市場性、経済性、将来性のあるもの など

申請方法

- 所定の申請用紙に必要事項をご記入の上、関係書類を添えて直接桜井市役所観光まちづくり課まで提出してください。
- 申請書類の様式は市ホームページからダウンロードできます。また、桜井市役所観光まちづくり課でもお配りしています。詳しくは、市ホームページ(<https://www.city.sakurai.lg.jp>)をご覧ください。



桜井市 HP

【申請書提出先・問合せ先】

桜井市まちづくり部 観光まちづくり課 観光事業係(市役所本庁 2階)

〒633-8585 桜井市粟殿 432-1

電話：0744-42-9111(内線 3623) FAX：0744-48-0271

受付時間：8時30分から17時15分(土日祝日を除く)